

(仮称) 新潟県胎内市洋上風力発電事業誘致促進期成同盟会

## 設立趣意書 (案)

平成 31 年 4 月に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）」が施行され、洋上風力発電に関する国の推進環境がより明確なものとして整ってきた。

新潟県胎内市沖は、「新潟県沖洋上風力発電ポテンシャル調査」の結果から年間の平均風速が毎秒 6.5メートル以上、水深が 50メートル以下であることから着床式洋上風力発電の可能性がある有望な海域であると考えられており、令和元年 7 月 30 日付けで経済産業省・国土交通省から同時発表された、「再エネ海域利用法における今後の促進区域の指定に向けて有望な区域等の整理」においても、既に一定の準備段階に進んでいる区域として整理されている。

洋上風力発電事業が立地されることになれば、一般的に関連する事業等で一定程度の雇用の確保が見込まれること、新たな産業の振興につながることで、観光スポットとなること、そして市における固定資産税などの自主財源が確保されることなども考えられ、地域における大きな経済波及効果が期待される。

また、温暖化対策として時代の潮流である再生可能エネルギー施策の実現に向け、地域として先進的に取り組むことは、地域に暮らす我々にとっても故郷を誇りに思える、郷土愛の醸成にも資するものと考えている。

そのため、上記に掲げたことを期して、「(仮称) 新潟県胎内市洋上風力発電事業誘致促進期成同盟会」を設立し、新潟県胎内市沖への洋上風力発電誘致を実現するため、その前提となる再エネ海域利用法における促進区域への早期指定を目指すための諸活動を展開しようとするものである。

令和 年 月 日